

公益社団法人日本看護協会 監事報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、第105条、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第34条の規定に基づき、公益社団法人日本看護協会（以下「本会」という。）の監事報酬及びその支給基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において監事とは、常勤及び非常勤の監事をいう。

2 常勤監事とは、社員総会で選任された監事のうち、本会を主たる勤務地とするものをいい、非常勤監事とは、常勤監事以外の者をいう。ただし、当面非常勤監事のみとする。

(報酬の種類及び支給方法)

第3条 監事報酬は、本給とし別表に定める。

2 監事報酬は、毎月1日から月末までの本給を当該月の20日に支給する。ただし、支給日が休日にあたるときは、職員給与規則第4条第2項の規定に準じて支給する。

3 非常勤の監事には期末特別手当、特別手当及び退職慰労金は支給しない。

4 法令に基づき、監事報酬から控除すべき金額がある場合には、その監事に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支給するものとする。

5 役員賠償責任保険の個人負担分の保険料については、監事報酬から控除するものとする。

6 監事報酬は、原則として銀行預金等への振込みによって支給することとする。

(報酬の決定基準)

第4条 監事の報酬は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表に基づき、監事の協議によって決定する。

(日割計算)

第5条 新たに監事になった者には、その日から報酬（期末特別手当及び特別手当を除く。以下この条について同じ。）を支給する。

2 監事が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 監事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項、又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第6条 この規則により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、監事の下承を得て会長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成22年9月15日制定、平成23年4月1日から施行する。

1 この規則は、平成23年5月16日から施行する。

<別表>

1. 本給
報酬月額

号	金額	適用	
第1号	100,000円	監事（非常勤）	4名以内